

# ○須高行政事務組合議会定例会に関する条例

(昭和39年4月27日)

須高行政事務組合条例第3号)

改正 昭和52年6月15日 組合条例第3号

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により須高行政事務組合議会の定例会を毎年2回とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和52年6月15日組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。